

韓国への観光情報発信業務仕様書

1 件名 韓国への観光情報発信業務

2 概要及び目的

インターネットを活用して海外旅行の情報収集を行う韓国在住者であって、日本の「食」「自然」「温泉」に関心がある方を訴求対象とし、インフルエンサーを活用した情報発信を行い、本市を訪れる観光客の増加を図る。

3 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

(1) インフルエンサーの招聘

上記2に示した訴求対象に対して影響力を持つ、韓国在住のインフルエンサーを1名以上選定・起用し、本業務を遂行するにあたっての管理監督を行うこと。

●企画提案用付記

企画提案にあっては、起用するインフルエンサーを具体的に示し(複数の方を候補として示すことは可とします。)、その選定意図を明らかにするとともに、当該インフルエンサーの起用による効果を推測するための情報(プロフィール及び情報発信に活用する媒体に係るフォロワー数や月間PV数、過去の発信内容、想定リーチ数等)を提示してください。

なお、提案採用後、提案したインフルエンサーでない方を起用することは、それが米子市にとり、有利な変更であると定量的な根拠(フォロワー数やPV数等)をもとに認められる場合を除き、原則認めないことに留意してください。

(2) ファムツアーの実施

(1)のインフルエンサーが米子市及びその周辺をめぐるファムツアーを1回実施することとし、受託者はその計画や手配(訪問地への事前の撮影許可取得等、各種調整を含む)を当該インフルエンサーと連帯し行うこと。また、受託者は旅程において同行し、写真等による記録、適切な飲食の機会の提供など健康維持に必要な措置その他必要な支援を行うこと。

なお、ファムツアーは以下のアからウに掲げる内容とすること。

ア 日程 2泊3日以上期間とすること。

イ 行程

米子市内をメインとし、その周辺(山陰エリア内)も必要に応じてめぐる内容とし、具体的な行程は起用するインフルエンサーの意向を尊重して計画することとし、その決定にあっては、内容について米子市の承認を得ること。

ウ 宿泊

インフルエンサーは全日程で米子市内の宿泊施設に宿泊させ、うち1泊以上は皆生温泉エリアの旅館(夕食付プラン)、また、別日における1泊以上は米子駅周辺又は朝日町・角盤町エリアの施設に宿泊させること。

●企画提案用付記

企画提案にあっては、受託者がインフルエンサー一般の傾向等をもとに想定した行程を示すことで足りることとし、提案時点で必ずしもインフルエンサーの意向を反映させた行程を示す必要はありませんが、実施時期の目安や具体的な滞在期間を提示してください。

(3) 情報発信業務

(2)で実施したファムツアーについて、起用したインフルエンサーがWEBやSNS等のメディアに保有するアカウントをもって、当該メディアへの記事掲載による情報発信を実施させること。

なお、本業務は以下のアからウに掲げる事項に留意のうえで実施すること。

ア 内容

インフルエンサーに作成させることとし、それぞれ異なる内容にて2回以上の掲載を行うこと。

イ 時期 記事の半数以上を令和7年10月中に公開すること。

ウ 事前確認

記事は事前に米子市に内容の確認を受けたうえで公開することとし、この確認のために必要な日本語への翻訳は受託者において実施すること。

インフルエンサーの感性を生かし、尊重するために原則米子市からの記事内容の修正指示は行わないものとするが、米子市への観光誘客にネガティブな影響を与える内容や、日本の法令並びに文化・慣習、国際情勢等から鑑みて掲載することが不適当と認められるものについては、削除するよう指示することがある。

エ その他

本業務により掲載した記事は、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、内容を改変し、又は公開を取りやめることが無いよう、受託者はインフルエンサーと係る条件を付した契約を締結するなど、必要な措置を講ずること。

●企画提案用付記

企画提案にあつては、記事を掲載する媒体・記事掲載の回数及び1回あたりの文量目安を具体的に提示してください。

(4) 効果測定業務

本業務による情報掲載に係る露出効果、誘客効果の測定及び分析を行うこと。

●企画提案用付記

企画提案にあつては、測定及び分析の方法を具体的に提示してください。

(5) その他

(1)から(4)に掲げるもののほか、本業務の遂行に必要と認められる業務を実施すること。

5 成果品

以下の(1)及び(2)を電子媒体で米子市に提出すること。提出は原則Eメールへの添付とするが、ファイルサイズの大きいもの（概ね4MBを超えるもの）を提出する際はこれに限らない。

(1) 4(4)の効果測定結果を含む事業実施報告書 一式

(2) (1)のほか、本業務において作成・記録した資料等 一式

6 その他

(1) 受託者は、米子市と綿密に連絡を取りながら、本業務を実施しなければならない。

(2) 契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む。

(3) 成果品は米子市が本業務の処理（米子市民に対する周知や報告を含み、米子市が発刊する広報誌や運営するホームページ、各種SNS等で公開する場合がある）に必要な範囲で利用し、この目的以外の目的で利用をしようとする時は、その都度、受託者と米子市で協議をして利用の可否を含む条件等を決定するものとする。

(4) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者と米子市で協議して決定するものとする。